

盛岡広域産業成長推進協議会

成長ものづくり・デジタル分野に関連する展示会等出展支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この補助事業は、地域未来投資促進法に基づく岩手県基本計画において事業促進を図る6分野のうち、盛岡広域の地域特性を踏まえた重点分野に関連する展示会等イベントに出展する企業等を支援し、国内外の企業へ盛岡広域の製品・技術等を発信することにより、取引拡大や人材育成等につなげることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 事業者 盛岡広域（盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町で構成された区域をいう。以下同じ。）に主たる事業所を設置する法人又はその連携体。
- (2) 地域未来投資促進法 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）をいう。
- (3) 対面型展示会 実際の会場で開催される展示会をいう。
- (4) オンライン展示会 Web上のバーチャル空間（仮想空間）で開催される展示会をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象事業者（以下「補助事業者」という。）は、地域未来投資促進法に基づく岩手県基本計画において促進を図る6分野のうち、盛岡広域の地域特性を踏まえ、成長ものづくり分野（医薬医療機器関連産業）又はデジタル分野（IT関連産業）のいずれかの分野で事業を展開する事業者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 前条に掲げる事業者が行う自社の製品・技術・商品・サービスの取引拡大や人材育成等を目的とした展示会（オンライン展示会を含む）の出展事業であること。
- (2) 補助を受けようとする展示会が、令和6年8月12日から令和7年1月31日までに開催される展示会であること。

(補助対象経費)

第5条 当該事業の実施に係る経費のうち、補助事業者が負担し、国、県その他の機関から同様の趣旨の補助金の交付を受けたこと又は受ける予定がない次の経費（ただし、消費税や手数料等、間接経費は除き、補助事業者が精算したものに限る。）。

- (1) 出展費
 - ア 出展小間料（出展小間内で商談を行うための小間スペース利用料）

イ オンライン出展料（オンラインシステム（チャット機能等）により、商談を行うオンライン展示会や Web 上で動画や資料を用いて自社商品を紹介するオンライン展示会に出展する場合に係る出展基本料）

- (2) 輸送費（補助対象の対面型展示会への出展に際し、自社所在地と展示場間（経由地を含まない）に係る展示物の輸送を、運送事業者へ外部委託する場合の輸送委託費）
- (3) 旅費（補助対象の対面型展示会への出展に際し、自社所在地と展示場間（経由地を含まない）に係る対応者の公共交通機関（鉄道、バス、航空会社等）の運賃、宿泊施設の宿泊費）
- (4) ブース装飾費（補助対象の対面型展示会に係る必要最低限の小間装飾費、小間に設置する什器・備品のリース代）
- (5) 印刷物製作費（補助対象の対面型展示会に小間内で来場者に配布する、自社の会社案内又は自社商品のチラシ・カタログ等、紙媒体の印刷物制作に係る経費）
- (6) 動画制作費（補助対象の対面型展示会又はオンライン出展会に自社小間内で流すための、自社又は自社商品を紹介する PR 動画の制作に係る委託経費のうち撮影及び編集委託費）

（補助金の額）

第 6 条 補助金の額は、予算の範囲内で、補助対象経費の 2 分の 1 に相当する額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内の額とし、1 事業者あたりの単年度における補助金の合計額の上限額（以下「補助限度額」という。）は、次のとおりとする。

ただし、同一の事業者による対面型展示会及びオンライン展示会の補助金の併用は不可とする。

- (1) 対面型展示会 20 万円
- (2) オンライン展示会 10 万円

（補助事業者募集期間）

第 7 条 第 3 条の補助事業者の募集期間は、令和 6 年 7 月 29 日から令和 7 年 1 月 16 日までとする。

（交付の申請）

第 8 条 補助金の申請をしようとする者（以下、「申請者」という。）は、展示会等出展支援事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）、事業計画書（様式第 2 号）及び収支予算書（様式第 3 号）を盛岡広域産業成長推進協議会長（以下、「会長」という。）に提出するものとする。

（交付の決定）

第 9 条 会長は、前条の規定による展示会等出展支援事業費補助金交付申請書の提出があった時は、これを審査し、その結果を展示会等出展支援事業費補助金交付決定（却下）通知書（様式第 4 号）により、申請書受理日から 14 日以内に申請者に通知するものとする。

（事業の変更・中止等）

第 10 条 申請者は、展示会等の出展の内容変更又は中止若しくは交付の申請を取り下げするときは、展

示会等出展支援事業費補助金変更・中止（取下げ）申請書（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

（変更・中止（取下げ）決定）

第11条 会長は、前条の規定による展示会等出展支援事業費補助金変更・中止（取下げ）申請書の提出があった時は、これを審査し、その結果を展示会等出展支援事業費補助金変更・中止（取下げ）決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（完了報告等）

第12条 申請者は、展示会等の出展が完了したときは、展示会等出展支援事業費補助金完了報告書（様式第7号）及び収支決算書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第13条 会長は、別表1の要綱第12条による書類等の提出があったときは、これを審査し、確定した補助金の額を、展示会等出展支援事業費補助金確定通知書（様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の支払い）

第14条 補助金の支払いは、前条に規定する補助金の額の確定後、申請者から展示会等出展支援事業費補助金請求書（様式第9号）の提出を受け、行うものとする。

（立入検査等）

第15条 会長は、補助事業の適正を期するため、申請者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 申請者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、会長が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

（補助金の返還等）

第16条 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定を取消し又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。
- (2) その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（提出書類及び提出期日）

第17条 この要綱により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期限は、別表1のとおりとする。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 9 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 11 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 29 日から施行する。

別表 1 (第 17 条関係)

条項	提出書類及び添付書類	提出部 数	提出期限
要綱第 8 条による書類	1 展示会等出展支援事業費補助金交付申請書 (様式第 1 号) 2 事業計画書 (様式第 2 号) 3 収支予算書 (様式第 3 号)	各 1 部	出展日の 14 日前まで
要綱第 10 条による書類	1 展示会等出展支援事業費補助金変更・中止 (取下げ) 申請書 (様式第 5 号) 2 事業計画書 (様式第 2 号) 3 収支予算書 (様式第 3 号)	各 1 部	当該事業の変更・中止 (取下げ) 事由発生日から 14 日以内
要綱第 12 条による書類等	1 展示会等出展支援事業費補助金完了報告書 (様式第 7 号) 3 収支決算書 (様式第 3 号) 4 展示会等出展時の写真 5 補助対象経費の支出を証明できる領収書等の写し 6 名刺獲得数、商談相手先、商談数及び受注件数等、出展効果を確認できる資料	各 1 部	補助対象経費のすべての支払いが完了し、当該事業を完了した日から 30 日を経過した日又は 3/15 のいずれか早い日まで
要綱第 14 条による書類等	1 展示会等出展支援事業費補助金請求書 (様式第 9 号)	各 1 部	展示会等出展支援事業費補助金確定通知書の通知日から 30 日経過した日又は 3/15 のいずれか早い日まで